

議 長	事務局長	次 長	係 長	書 記

全員協議会記録簿
(閉会中)

会議名	全 員 協 議 会			
開会日時	令和 5年 4月 20日 (木)		10時00分	開会
	令和 5年 4月 20日 (木)		12時31分	閉会
場 所	第1委員会室			
出席者数	在籍者16名中、16名出席			
出席議員	大下 正幸	児玉 史則	—	
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 数博	
	武岡 隆文	新田 和明	芦田 宏治	
	山根 温子	先川 和幸	石飛 慶久	
	山本 優	熊高 昌三	宍戸 邦夫	
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—	
	—	—	—	
欠席議員	—	—	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事 務 局 長	毛利 幹夫	事 務 局 次 長	藤井 伸樹
	総 務 係 長	日野 貴恵	総務係主任主事	山口 渉
	総 務 係 主 事	實村 峻	—	—

<p>事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・議長あいさつ ・議長報告等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会のうごき (2) 委員長等報告 (3) その他 ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 所管事務調査について (2) 令和4年度地域懇談会「その他」の意見の取り扱いについて (3) 令和5年度地域懇談会について (4) 安芸高田市議会基本条例の見直しについて ・その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事務局から報告・連絡 <ul style="list-style-type: none"> ①議員互助会の会計報告について ②団体定期保険の契約更新について ③令和4年度のコピー代について ・議員間討議事項について
-----------	---

1. 開会 【10:00】

○児玉副議長

ただいまから全員協議会を開会いたします。
開会にあたり、議長より挨拶をいただきます。

2. 議長あいさつ

○大下議長

今日の協議事項が4件ありますがよろしくお願ひいたします。

3. 議長報告等

(1) 議会のうごき

○児玉副議長

それでは、会議日程に沿って議事を進めて参ります。
これより、議長報告等に入ります。
議会の動きについて、議長より報告いただきます。

○大下議長

私の方からは3月26日に一般国道375鳴瀬トンネル開通を祝う会に出席してまいりました。
あれで375は全線二車線になったんじゃないかと思ひます。あとは別にありません。

○児玉副議長

ただいま議長の報告に対して、皆さんからご質問ありますか。
(質疑なし)
ないようですので、以上で議長報告を終わります。

(2) 委員長等報告

○児玉副議長

続いて、委員長等報告に移ります。
各委員長からの報告がありましたらお願ひいたします。

○山本優議会運営委員長

議会運営委員会といたしましては4月17日委員会を開催しました。内容については4点ありまして1点目所管事務調査について、2点目、令和4年度地域懇談会「その他」の意見の取り扱いについて、3点目、令和5年度地域懇談会について、4点目、安芸高田市議会基本条例の見直しについてそれぞれ協議しました。詳細については後ほど協議事項で説明いたします。また、市長より全員協議会案件について通知がありましたので詳細については後ほどその他の項で報告いたします。

○芦田総務文教常任委員長

今日、全員協議会終了後に所管事務調査の件について協議会を開催します。

○山根産業厚生常任委員長

3月27日1時半から安芸高田市義援金配分委員会が開催されまして、詳細は控室の方に閲覧できるようにしています。平成30年の7月広島県豪雨災害にかかる配分についての委員会でした。この配分は3月27日で一応完了したということで解散となります。

産業厚生常任委員会も全員協議会終了後に協議会を行いますのでよろしくお願ひいたします。

○石飛予算決算常任委員長

(なし)

○新田議会広報特別委員長

今現在、議会広報の方では77号を編纂中です。24日が第2回目の校正に入ります。議員さんには様々なお力添えをいただかなくてはいけない案件が出るかもしれませんので、また24日の第2回目の協議を経てまたお話しさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○秋田監査委員

3月22日に定例の例月出納検査を行いました。それからその時に令和5年度の監査等の実施方針、定期監査であったり行政監査であったり、その実施方針及び年間監査計画を立てました。

○芸北広域環境施設組合議会 熊高議員

資料Aとしてお配りをしてありますが、少し中身もあるんで4の協議事項の一番最後にさせていただければと思うんですが。以前も議会の報告は閲覧の方で置いてあったと思いますが、今日は非常に大事なごみ処理手数料の値上げがあるということがありますので、少し中身を皆さんの意見を伺いながらしたいと思っておりますので、副議長できれば4の協議事項の(4)の後にさせていただければと思っておりますがよろしいですか。

○児玉副議長

協議事項の5に追加をしたいということでそこで進めさせていただきたいと思っておりますが皆さんよろしいですか。

(異議なし)

では熊高議員そのように。

(3) その他

○児玉副議長

その他の会議が皆さんからありますか。

(なし)

ただいまの委員長等報告に対して皆さんから質疑等、何かございますか。

(なし)

以上で委員長等報告を終わります。

ないようですので以上で委員長等報告を終わります。

4. 協議事項

(1) 所管事務調査について

○児玉副議長

続いて協議事項に移ります。

(1) 所管事務調査について、山本優議会運営委員長説明の方よろしくお願いたします。

○山本優議会運営委員長

協議事項について議運で協議した内容について説明いたします。協議事項の(1) 所管事務調査について説明いたします。所管事務調査を行う際の手続きについて、お手元に配布しており、事務局に素案を作成していただきました。手順や様式について協議した結果、提案どおり実施していくことを確認しました。詳細については事務局より説明していただきます。

○毛利事務局長

おはようございます。それでは所管事務調査についてご説明いたします。資料については常任委員会所管事務調査という11ページある資料でございます。3月定例会におきまして所管事務調査を執行部の方は受けられないというような申し出がありまして市長からその理由として数点あげてきております。その中で議会として様式的に整えられるもの、また、運営において実施すべきというような案件を聞き取って、まず様式等の改定に取り組んでおります。

まず市長の指摘事項といたしましては継続審査という言葉ですね、始まっていないのに継続ということはないということで委員会、本会議のあります委員会中にですね、調査に取り掛かるべきではないかというご意見。それから閉会中の継続調査は事件を多く上げているだけで調査を実際していないではないか。それから調査終了後に報告がなされていない。これは108条にあります委員会は事件の審査又は調査が終わったときは報告書を作り委員長から議長に提出しなければならないという会議規則にも書かれていますので報告を所管事務調査についてなされていないというのが数点ありました。それから議長の通知103条に調査機関が書かれていな

いという指摘がありました。所管事務等の調査ということで会議規則の103条には常任委員会はその所管に属する事務について調査しようとするときにはその事項、目的、方法、及び期間等を議長に通知しなければならないという規定があります。その中で期間等が記されていないということは確認できましたので、様式等を変えることによって対応したいと思い、委員長から議長への通知文を2ページ以降のように変えさせていただきたいと思っております。

それでは開いていただいて2ページ目、3ページ目になります。2ページ目が現行、3ページ目が修正案になります。以降偶数ページの方が現行、奇数ページの方が修正案となっておりますのでそれで説明させていただきます。まず2ページの現行でございますけど、現在は88条並びに103条の規定により通知しますという文言にしております。確かにこの中には期限、事務の調査方法が書いてありません。それで今までありました88条並びに103条というまとめた表現を88条の規定により通知します。また5ページにありますように103条の規定により通知しますという二つに分けさせていただきました。3ページの修正案1にありますように、議題の(2)所管事務調査の欄を別紙「常任委員会所管事務調査の実施について」によるとしまして添付として5ページの103条の通知をつけるようにしております。

103条の通知におきまして事項、目的、調査方法。こちらは調査方法の中に執行部からの聴き取り、委員間討議、関係団体からの意見聴取等記しております。また、期間につきましては日付を入れる場合と、調査終了まで、委員の任期中という書き方でこれはどれかを選択していただければいいのではないかと考えております。103条の方を変えまして指摘事項もひとつクリアできるのではないかと考えております。

それから6ページ、7ページ。6ページにあります現行3は現在の委員会審査報告書でございます。今までは付託案件のみ審査結果を報告しておりましたけれども、7ページ修正案4にありますように、所管事務調査の審査結果、あるいは9ページに入りますけど、陳情要望事項等の調査結果、そちらも付け加えて報告をすればいいのではないかとということで提案させていただいております。

こちらは例示ですので、継続審査を見越して調査結果を継続調査という表現にしておりますけど、審査完了したら審査完了でそれなりの表現と、審査の経過ということで、委員会記録簿のとおりということで委員会記録簿を付けるようにしております。

最後10ページ、11ページ。現在109条関係で継続中の所管事務の申出にありますように、9ページの方、事件、理由が書かれております。他市の所管事務の継続調査を調べた結果、調査期限を明示されている市がほとんどでございましたので、修正案3のAに3番目に調査期限を入れております。その調査期限が閉会中ということなので、次回定例会の前日までということにしております。

以上所管事務調査の手続きについて説明させていただきました。

○児玉副議長

ただ今の説明に対して皆さんからご意見、ご質問ございますか。

南澤議員。

○南澤議員

5ページなんですけど、最後4番の期間のところは、いついつまでとするのか、調査終了までとするか、委員の任期中までとするか、これはどのタイミングでどのように決めていくのでしょうか。

○毛利事務局長

所管事務調査に入る前に協議会等で事前に話をされているんじゃないかと思うんですが、その時点で決めていただければと思っております。

○児玉副議長

ほかに皆さんからご意見ございますか。

(なし)

ないようですのでそれでしたら今常任委員会所管事務調査について局長の方から、会議規則に基づいて今の進め方から修正案のように変更するというご承認いただいたということでしょうか

(異議なし)

異議なしということでそのように進めさせていただきます。

(2) 令和4年度地域懇談会「その他」の意見の取り扱いについて

○児玉副議長

続きまして令和4年度地域懇談会「その他」の意見の取り扱いについて議会運営委員会より報告をお願いいたします。

○山本優議会運営委員長

2番目の令和4年度地域懇談会「その他」の意見の取り扱いについて協議した結果、その他の意見も含めた全ての意見をホームページに掲載すること、また、次回の懇談会の中で返していくことその両方で取り組むことといたしました。

○児玉副議長

ただ今の説明に対して皆さんから何かご意見ございますか。

○南澤議員

ホームページや地域懇談会の席でこういう意見が上がりましたよということは返せると思うんですけど、課題としてあげられていることは議会の方で対応できることがあるんじゃないかと思うんですけど、意見が上がってこういう対応をしましたよという返し方が然るべきではないかと考えるんですが、意見がありましたよということだけお伝えするのではなくて、あがった意見に対してこういう風に議会でも話し合っただけでこういう方向性で今後よりよくしていきますよという形が求められるんじゃないかと思うんですけど、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○山本優議会運営委員長

総務文教、産業厚生両方の意見については執行権と議決権の問題がありまして、執行部に報告しておりますので、その対応は執行部がすることであるという認識であります。で、その他の意見については議会と市長との問題でありますので、各議員でそれぞれ対応するのが基本だろうということになります。

○南澤議員

例えば、情報公開だとか情報発信をもう少し充実してほしいという意見があったり、議員定数についてアンケートを取ってほしいというご意見もあったかと思えます。そういった議会の側で対応すべきこと、各議員ではなく、議会として対応すべきことがあるかと思うんですけど、そういったことの対応についてはどのようにお考えかとお伺いしたいと思います。

○山本優議会運営委員長

議会対応の分については各常任委員会でそれぞれ対応されていると認識しております。

○南澤議員

例えば先ほども申しましたが、議員定数についてアンケートを取ってほしいというようなご意見については常任委員会で対応すべきことではないという風に思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○山本優議会運営委員長

議員定数については議長の判断でこれは今取り扱わないという判断をされております。

○児玉副議長

その他皆さんから何かありますか。

(なし)

それでは先ほどありましたようにその他の意見についてはホームページに掲載、それから次回の地域懇談会でまた取り上げて説明していくという委員長の説明だったと思いますが、その方向で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは異議なしということでそのように取り扱わせていただきます。

(3) 令和5年度地域懇談会について

○児玉副議長

続きまして令和5年度地域懇談会についてを議会運営委員会より報告をお願いいたします。

○山本優議会運営委員長

令和5年度地域懇談会の開催については今年度も昨年同様実施することといたしました。開催時期については議会の日程を考慮し例年とおおり7月から8月の開催予定とし、事務局と協議の上、日程調整を決定していくこととしました。開催目的については例年とおおりといたしました。それから実施方法、運営形態については皆さんと協議の上、決定することといたしましたので、実施方法、運営形態について皆さんのご意見をいただきたいと思います。

懇談会の実施内容について事務局より説明をさせていただきます。

○藤井事務局次長

それでは先日の議会運営委員会で協議した資料について本日、皆様のお手元にお配りしておりますのでその資料についてご説明させていただきます。令和5年度地域懇談会について、A4縦の一枚もの、両面刷りのものをご覧ください。先ほど委員長の方からございましたように、令和5年度の実施について、開催時期または目的、実施方法、運営形態、今年度はどういう風にやっっていこうかということも協議いただきました。協議の中で、過去2年間どのような方法でやったかについて振り返りをしましたので資料の説明をさせていただきます。

2番目の過去2年間の実績をご覧ください。まず昨年度でございます。昨年度におきましては7月に開催をいたしました。昨年度は新型コロナウイルスの関係で3回延期をせざるを得なかったということで、7月に4日間、計6会場で行いました。7月16、17につきましては午前、午後と皆さん大変ハードだったのですが、1日に2回の会場で実施していただきました。で、合計160人の市民の方にご参加いただいたという結果となっております。目的としましては市民の皆さんの意見を聞こうということと、(2)に書いてありますとおりであります。3番の実施方法、運営形態でございます。昨年度につきましては前々回開催してからかなり時間が空いていたということもあり、協議した結果、大きく2つの共通テーマで実施をしようということになりました。で、前々回と同様にグループ形式の懇談会、5班または3班と、来場された市民の数に応じて、5班3班に別れて懇談会形式で実施をしたということになっております。

④の次第でございます。昨年度は第1部から第3部まで3部構成としました。まず第1部におきましては議会活動報告といたしまして、委員会報告等を行ったんですが、これについてはパンフレットで報告したということに変えさせていただいて、その後、市長と議会の関係ということで議長が市民に報告したところであります。で、第2部でテーマ別意見交換、テーマについては災害対応についてと議会運営についてと大きく2本立てで行いました。特徴的だったのは第2部で前々回から懇談会ができてないということで、この意見交換に重点を絞ろうということでこちらに時間のウェイトを置いたところであります。という関係から委員会報告においてはパンフレットに掲載してそれで変えさせていただいたという経緯がありました。第3部でその他自由な意見ということでテーマ別意見交換で出せなかった意見等を市民の方から頂戴した次第であります。⑤のその他については記載のとおりでございます。

それでは裏面をご覧ください。前々回でございます。令和元年の7月17日から8月9日にかけて6日間計6会場で開催して合計151人の市民の方に来場いただいた次第でございます。で主に全て夜中の開催となっております。目的につきましては書いてあるとおりであります。実

施方法、運営形態でございますが、課題解決型の意見交換を行うと。各常任委員会が2つのテーマを設定して各班で6つのテーマの中から選択し懇談するというので、共通テーマをそれぞれに記載してあるとおりの5つ出して、そのあと共通テーマとは別に、町ごとのテーマ。吉田会場から向原会場。6つのテーマ。これを選択して懇談するという手法を取った次第でございます。

④でございます。懇談会の次第、流れなんですけど、第1部、第2部となっております、第1部で昨年度地域懇談会以降の市議会の取り組みというのを報告しております。議会運営委員会、各常任委員会の報告と。そのあと地域懇談会に関する意見交換。第2部でテーマ別意見交換、その他自由な意見というのを第2部という2部構成で行っております。

⑤その他につきましては記載のとおりでございます。

このような結果でございます、令和5年度について議運で協議いたしました結果、先ほど委員長の方からもありましたように、今年度どのように実施方法、運営形態、進めていくかということにつきましては、各議員の皆様の見解をお聞きしながら、またそれを参考に進めていくということになりましたので、ご意見があれば、よろしくお願いたします。以上で資料の説明を終わります。

○児玉副議長

まず今、懇談会について報告いただきましたけど、皆様のご意見を賜りながら、一つずつ確認をして参りたいと思います。まず開催時期は7月8月ということですが、これは例年とおりのことので、ご意見ございませんか。

議運の方に日程を設定していただくということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

そのように進めさせていただきます。

続きまして目的ですが、これ令和元年と、それから令和4年度の目的のところ少し字句が変わっておりますけども。これも議運の方で立案していただくということでも進めさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○田邊議員

すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、私が議員になってまだその地域懇談会1回しかないの、過去がどうだったかっていうのは勉強不足なんですけれども、目的のところ今回令和4年度の(2)番ですよ。1番はいいと思うんですけど(2)番の行政課題の解決並びに政策提案等の拡大を図るというふうな目的が書かれていて。これをどのように実行されたのかっていう検証はどうするのかっていうのがわからなくて、今までどのようにこういう目的に対してそれをちゃんと達成されたか、どういうふうな確認をされたのかっていうのを教えていただきたいんですけども。

○藤井事務局次長

先ほどのご質問にお答えいたします。結果といたしましては、まず、市の行政において取り組む重点課題として、抽出したものにつきましてはこういう意見がありましたよということで分けをして、執行部の方へも提出をしたところでございます。そして、各委員会で取りまとめた意見等については、各委員会で調査等されていた実績がございます。以上でございます。

○南澤議員

意見を抽出して委員会でもまとめて執行部に出したり調査をしたりということなんですけども、課題の解決、あるいは政策提案のところまで、どのように繋がってきてますでしょうか。

○山本優議会運営委員長

懇談会が終わって、執行部にすべて報告して、その対応については、執行部から実施したか実施してないかの確認はしてございません。議会としては、意見は広報に載せたり、それなりの

各常任委員会でそれぞれ対応していっておりました。以上です。

○児玉副議長

よろしいですか。

これ目的は、今から議論していただくんで提案だけぐらいで。

○南澤議員

現状、広報に載せたり委員会で対応ということなんですけれども、やはり地域懇談会を行って、その結果、意見抽出してある案件に対してこういうふうな課題解決しましたよとか、こういう政策提案を委員会として行ったよということまで、ぜひこの地域懇談会を通じて、もっていきなさいという、それが議会のこの住民から、信頼を得る一つの方法ではないかなというふうに思いますので、その辺りを今回の目的に反映できればなというところで、これは私の意見なんですけれども、お伝えさせていただきます。

○児玉副議長

今から目的の方をまた議運の方で議論していただくとお思いますんで、先ほどお二方からご意見ありましたけど議運の方でまたこの目的のところをしっかりと議運のメンバーで議論していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○山本優議会運営委員長

目的については、議会の運営についてとか、市民の意見を聴取するというのが基本的な目的でございますので、これは例年とおおり、地域懇談会の目的としてはそういうふうに行く、この間の議運では、例年とおおりということで決めております。市民の意見、議会運営について、市民の意見を聞くというのがこの懇談会の目的です。

○南澤議員

意見を聴取するのはもちろんそうなんですけれども、聞いた意見をどう市政に反映するのか生かしていくのかということもはっきり見据えて、聞いてお終いではなくて、どのように住民生活福祉が向上するのかということまで、目的にしていきたいというのが意見なんですけれどもそれについてお伺いします。

○山本優議会運営委員長

今、懇談会を開催する目的についていうんで、あなたの言うことは、実際した後の課題として、整理する時の課題として発言していただければと思うんですが。

○南澤議員

地域懇談会やる意義として意見聴取をするんですけども、聴取して、それをどう政策として市民に還元できるか、そこまで考えて目的としたいと、今の目的でいいんですけども、行政課題解決並びに政策提案の拡大を図るでいいんですけども、そこを念頭に置いて、実施形態もこれから検討していければなというところですよ。で、そういう認識を共有できればなというふうに思うんですけども。

○山本優議会運営委員長

実施形態については、今からまた次の項で出るわけですから。目的をまず決めて、実施形態についてはこの後また、協議するようになってます。

○大下議長

先ほど藤井次長の方からも説明があったように、委員会でまとめたものは総務部長にお渡しして、各担当課の問題は各担当課へ渡して話をし解決してくださいということは、言って渡しておるわけですよ。行政課題また政策提案に関しても、やはり担当課が対応してくれんと、議会に対応できることできんことがありますので、総務部長に対しては、そのことを言って渡しておりますのでもうこれ以上のことはできませんよ。

○金行議員

南澤さんが言われたこともよく理解できますが、今、山本委員長が言われたように、議員も

個人的に一般質問へ、その出たものを一般質問に出したり、今言われたように、各委員会でもそういうことをやっておりますのでね、それは全然フィードバックしてないこともないので、そこらを参考にした一般質問もあったと思うんですね。そういうこともありますので、それは逐次やっていっておられると思いますよ。だからそれも努力せんといけんというのはよく理解はできますが、これは山本委員長が言われた分で解決できるんじゃないんですかね。

○南澤議員

行政課題も当然なんですけれども、意見聴取をします、でその意見をもとに一般質問します、あるいは委員会で取り上げます。そこまで今されてると思うんですけれども、やっぱりその先に、我々条例を決定する権限があるわけで、例えば条例を作っていくとか、あるいは調査の中で問題を解決していくとか、そういったところを、できる権限があるので、それをまとめて意見を執行部に伝えてお終い、これでOKという認識では、もったいない。それ以上の権限があるわけで、我々がルールを決めて、我々が決めた政策を実行するのが執行部なわけですよね。本来の立て付けでそうなるはずだと思うんですけれども、そういった意味で、何のためにやるのか、目的の部分ですよ。目的の部分で、やっぱそこまで意見を聞いた中で、全部は取り上げられないと思うんですけど、抽出したものの中で、幾つか一つでも二つでもいいと思うんですけれども、政策提言まで持ってけるようなことを念頭に置きながら、その目的を共有した上で、どうやっていこうかって話はこの次でできればいいと思うんですけど、要は聞いて執行部に渡してお終いじゃなくて、その先を、作っていくんだ目指していくんだというような認識の共有が図れればというふうに思うんですけども、その辺りは皆さんのお考えをお聞きしたいなというふうに思います。

○児玉副議長

その他に皆さんから何かご意見ございますか。

○田邊議員

先ほどちょっと聞かせていただいた部分で、目的があってその次の3番のその目的を達成するための実施方法であり運営形態だと思うんですが、今回目的に書かれている、これが達成されてるかどうか分からないと、結局その目的の設定が間違えてたのか、実施方法運営形態がずれてたのかというところが、非常にわかりにくいなというのでちょっと先ほど聞かせていただきました。

現状で目的に対してちゃんと実施できてるということであれば、多分今のままでいいと思うんですけれども、もしそこが目的を達成されてないということであれば、その実施方法を変えないといけないのか、そもそも目的を変えるのかという話になると思うので、その検証が大事なんじゃないかなと思います。先ほど南澤議員が言われたのは多分さらにその先のことにはなってくるので、どこまで見据えるかっていう部分もあると思うんですけども、まず目的を達成されるかどうかと言うのが非常に大事なかなと思います。

○児玉副議長

その他の皆さんから何かご意見ありますか。

○大下議長

目的が達成されていないというふうに思われるんですか。

○田邊議員

達成されてるかどうかを先ほどちょっとお聞きしたんですけども、その検証をしていないということでしたので、どうなってるのかというのを教えていただきたいと先ほど発言させていただきました。

○大下議長

それを担当課に渡しとるんだから基本的には担当課が返してくれないけんことが返ってきてないということじゃけ、そういう問題もあるんですよ。違うという意見を言おうと思ってるん

だろうけど違いますよ、仮に所管事務調査をさせてくれと言っても、調査拒否しとるじゃないですか。

○児玉副議長

暫時休憩とします。

休憩 10:42

再開 10:50

○児玉副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいまの令和5年度地域懇談会の目的に関して、皆さんからいろいろご意見いただきましたけども、この目的に関しましては令和4年度、記述がありますけど、こういった形で、令和5年度も同様に進めていただくと、それから行政課題の解決、政策提案等につなげていく動きというのは、出た課題に対して各委員会なり、あるいは個人で一般質問される方もおられると思いますけども、そういった中で解決をしていくということを考えながら進めていただくということにさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでそのように進めさせていただきます。

続きまして、実施方法・運営形態ですが、二つの共通テーマで実施と令和元年はまた別の形で進められています。これ皆さんから何かお考えがあればお尋ねしたいと思います。

○南澤議員

先ほどの行政課題解決や政策提案のことを念頭に置くのであれば、様々な分野から様々な意見を聞かせていただいて、そのうちのどういったご意見が多くてどういったことを解決すると、市民生活が豊かになってくのかということがわかると思いますので、私としては、令和元年のパターンですね、テーマを複数提示して、各会場ごとでそのテーマに絞って話を聞いていくと、ご意見を何うというやり方が良いんじゃないかと思えます。

○児玉副議長

その他皆さんから何かございますか。

今、南澤議員の方から出ました令和元年度の進め方、共通テーマを設けて皆さんでテーマを選定いただき、また町別に各町の課題を見つけてテーマとしていくという2つのテーマを設定して進めたいかがかということですが、それでよろしいでしょうか。返事がないのでご意見がおありだと思うんですが、皆さんから何かご意見があればお願いいたします。

○山本数博議員

各町の個別テーマというのは難しいんじゃないかと思えます。共通テーマだけでやったらどうか思えますけど。

○児玉副議長

その他皆さんからございますか。

暫時休憩とします。

休憩 10:53

再開 11:12

休憩を閉じて会議を再開いたします。

地域懇談会の実施方法・運営形態についてご議論いただきましたけども、テーマに関しましては皆さんからいろいろ休憩中にご意見いただきましたので、ご意見を参考に議運の方でま

めていただくということで進めさせていただきたいと思いますがこれでよろしいですか。

(異議なし)

続きましてグループ形式。今回は5班と3班、参加人数によって分けてますけども、前回やった形で、同様に進めさせていただくということでよろしいですか。

(異議なし)

ではそのように進めさせていただきます。

その他地域懇談会について、皆さんから何かございますか。

(なし)

ありませんので地域懇談会の件はこれで終了いたします。

休憩 11:14

再開 11:21

(4) 安芸高田市議会基本条例の見直しについて

○児玉副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

続きまして安芸高田市基本条例に関して説明をお願いいたします。

○山本優議会運営委員長

安芸高田市議会基本条例の見直しについては、2年に1度実施することになっており、今後どのように進めていくかについて協議しました。前回実施した内容について事務局より説明させていただきます。

○児玉副議長

続いて説明を求めます。

○藤井事務局次長

失礼いたします。それでは資料の説明をさせていただきます。資料につきましては、議会基本条例検証の流れというものになります。基本条例の見直しについては先ほど委員長からございましたように、どのように進めていくかということと協議いたしました。その結果、前回行いました検証方法によって進めていけばどうかということとございましたが、この件についても議員の皆様意見を聞いていこうということと、議会運営委員会の方でさせていただいたところでございます。それでは資料説明いたします。この資料については、前回、第1回目の議基本条例の検証をした際に用いたものでございます。それでは、1枚めくって1ページをご覧ください。1ページから11ページまででございますが、こちらが検証シートということで、基本条例をそれぞれ、小条項ごとに分かれておりますが、各項ごとに、どの程度評価ということで点数を採点するという方法で、各議員さんがこちらについてこの検証シートを用いて、評価したところでございます。そしてそのシートの中には条の解説等も含めております。さらには各条ごとに、意見感想という欄を設けております。こちらを用いて各議員さんが検証を行って、最後のページでございます。最後のページでございますが、こちらも参考につけておりますが、検証結果の報告についてというところでは最終こちらに示しておりますが、成果課題まとめということで、このように整理をしているところでございます。参考までにつけております。

それでは最初に戻りまして、流れの方をご覧ください。この流れは前回、このように検証まで、最後の成果、結果報告がございましたが、あれまでの経過が含まれております。このように取り組んでいけばどうかということとつけております。これも参考までに見ておいてください。つきましては、この検証シート、また今回も用いて進めていけばよいのではないかとということになりましたので、こちらについてまたご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

す。以上で資料の説明を終わります。

○児玉副議長

ただいま藤井次長の方から議会基本条例検証の流れということで説明いただきましたけども、皆さんから何かご意見ございますか。

○田邊議員

前回の検証の流れというこの1ページの一覧を見ると、検証結果等は出てるんですけども、そこで出た課題をどうやって改善するのかっていうのはそれはどこがやるのかっていうのがちょっとわからないんですけども、前回の集計結果見てもいろんな意見が出てると思うんですが、それと議運でその改善もするという認識でよろしいんですか。

○藤井事務局次長

最終的には議運だと思います。以上です。

○南澤議員

前回、改選前の令和2年の9月にこれを行って、その後改選があったからというところもあると思うんですけども、出てきた課題についてこの間どういう対応をされてきたのかを教えてください。

○山本優議会運営委員長

その前に、基本条例の見直しについてどのようにするかということで今報告したわけですが、事務局の説明とおりの内容で、議運で協議の結果は、前回の検証の際に問題点など指摘する声なかったことから、今回も前回同様の方法で、検証を行ってはどうかという協議結果となっております。これをどういうふうにするかせんかは、また、見直しのこの採点を皆さんが、調査に協力した結果を集約してからの話だろうと思います。前回のこれは各議員が、自分で議会基本条例に対してどのような行動を取ったか、自分がそれに達成するような活動をしたかというような、自身の判断でございますので、それを議会でどうこうするということは、やっておりません。

○南澤議員

わかりました。この議会基本条例自体は平成30年にでき上がって、こうありたいこうあるべきであるという理想というか、方向性を定めた大変すばらしいものだというふうに認識しております。とはいえ理想なので現実が追いついてない部分もあるということで、この採点を見ると辛い採点のところもあって、自由闊達な討議が十分できてないとか、市民団体との意見交換をもうちょっと充実を図らないといけないよねということが、この振り返り結果にもあらわれていると思うんですけども、それを議員個人がどうするってことももちろん議員個人の行動をうたってある条もあるのでそれはそうなんですけども、議会全体としてそのあたりをどうレベルアップしていけるか。掲げた理想に近づけていけるかというところを、今のお話だと、議会運営委員会としては、この2年間の間そんなに進捗はなかったんだと思うんですけども、やはりこれやってお終いではもったいないので、せっかくこう検証した結果が出て、この部分は少しでもまた点数がよくなるように、2年間かけてやっていきましょうよってどんどん改善をしてかないと、良くなっていかないと思いますのでその辺りも含めて、やり方としてはこの流れでいいと思うんですけどやった後をどうするかもぜひ先を見据えて、少しでもよくなるように、この検証を行えればと思うんですけども、その辺りの考え方というか、ご意見、皆さんの感じ方考え方をお伺いしたいなと思います。

○山本優議会運営委員長

これは先ほど南澤議員も言ったように、立派な基本条例と言われましたよね。それを自分がやっとなかやかってないかの検証しとるわけじゃけ。結果については自分がそれ反省して自分がやるしかないと思はします。以上です。

○南澤議員

もちろん個人、各議員個人が振り返るところもあるんですけども、これ議会基本条例ですからね、議員の行動指針だけじゃないんですよ。議会として、よりこの機能を高めていくために、我々16名の議員が何ができるかということをやっぱり話し合っただけで、一つでも、これをやってみようというところまでたどり着きたい。そのために議会運営委員会なり、議会改革特別委員会なりが必要なんだと思うんです。そういうところも踏まえてせっかくこう検証するんで、課題となってるところを一步でも前に進めたいと思うんですけども、それを議員個人の問題だとおっしゃるのであれば、それはちょっと認識をそろえていく必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○山本優議会運営委員長

この検証は自分たちでしたんでしょ。議員個人として。自分ができたかできないかをした結果ですから、それを今後どうするか言うたら自分が今後やってないことをやるように努力するのが、個人の議員の資質でしょ。議会があんたしてないからあんたもっとやれやというあれじゃないでしょう、言うても本人がしてないんだから。議員自身の自覚の問題ですよこの検証結果というのは。

○熊高議員

認識がかなりずれてると思うんですよ。副議長、議長は、この基本条例についてどんなふうを受けとめとってんですか。議会基本条例ですからね。それは個々の議員の関わりは当然ありますけども、最終的には議会をどうするかということにするための議会基本条例ですから。その認識を、それこそそろえとかんと議論にならんと思うんですよ。

○大下議長

基本的にはこの条例で議員活動に何か支障があるかないかいうところですからね。中身が悪ければ変えればいい。でもなぜ変えないといけんのかいうその理由がいろいろありますよちゃんと。条例の中身が悪ければ変えるべきなんですよ。だからそこで何があって、変えなければいけないのかいうところもないと、そう簡単に変えるいうてもそりゃちょっと認識の違いだけで変えることでは、いけんのじゃないですか。

○熊高議員

条例が悪いから変えるんじゃないしに、その条例に基づいて議員なり議会活動ができるかという検証をした上で、必要によってその条例の見直しをすることなんです。条例が間違ってるという前提はちょっと逆なんじゃないかと思います。

○大下議長

間違つとる言いよるんじゃないしに、この条例に基づいて議員活動する上で、何か支障があるんであれば変えにやいけんのじゃないかいうことじゃけ。熊高議員が言われる認識の違いもあるんですよ、それは人間だから。

○熊高議員

副議長もそれで、認識がええですか。一緒に作ってきた経緯もあるんで。

○兎玉副議長

今の議長おっしゃる方向じゃないかと思ってますが、ただ、それ以降いわゆる会派なんかもできて、意見交換なんかかなり活発にはなってきたと思うんですね、そういった意味では。そういったところが、今の委員会なり、あるいは、いたるところに反映されてくれば、こういったところもまた一つ変化しとるんじゃないかと思うんですが、いずれにしても、今回のアンケートをとって見て、また皆さんの今の認識がどうなんかいのを改めて見てみると、当然メンバーも変わってますから、いうことをやってみたら私はどうかと思ってるんですが、この流れ的に問題がないということであれば一度このシートに従って、皆さんの認識を確認していただければと思います。

○南澤議員

副議長おっしゃるとおりでやってみて皆さん認識を見て、そこで判断すればいいんだろうなと思うんですけども、議会基本条例そのものは、各議員のものではなくて議会全体をより良くしていこうと。議会及び議員の基本理念をうたってあるもので、一人一人の議員の問題だというふうに断罪してしまうのはやっぱり認識がちょっとずれてると言わざるをえないと思うんです。議会全体も、もちろん議員個人もそうですけど、議会全体をどうやっていくかという認識を全体で共有していかないと話が前に進まないと思うので、そこはぜひそろえるべきだと思うんですけどいかがでしょうか。

○山本優議会運営委員長

この基本条例の検証の仕方を変えようというならわかるよ。基本条例に自分たちがどういう活動したか検証しましょうよ、こういうやり方で今回検証してもいいかって聞きよるんじゃけ。だから、そういう案、あなたが言う言い方だったら、検証の仕方を変えましょうと言えればいいじゃないですか。

○南澤議員

ちょっとうまく伝わってなかったようなので整理をさせていただきます。検証の仕方については各個人が点数をつけるというやり方で同意します。同じ考えを持っています。出た後、出た結果をもとに各個人の議員が反省して議員が行動変えればいいんだということではなくて、出た結果をもとに議会全体で話し合っていこうということ、一つでも変えていこうということ、この場で共有したいんですよ。

ただ検証の仕方は個人でやることについては、おっしゃるとおりだと思います、個人でやるべきだと思います。

○山本優議会運営委員長

だからそういう提案だったら、提案しますって言ってくださいよ。終わってからの結果やるのをどうやってやりますかいうから提案しよるんだから。で、やった後の結果については、こういうふうにしたらどうですか言うて提案でしょう今のは。だったらそれを提案しますで終わったらこの話は終わりますよ。

○南澤議員

検証が出た結果について議会全体でもう一度どこをよりよくできるかということを話し合っ、一歩でも形にできるようにしたいと思います。そういった提案をさせていただきます。

○児玉副議長

一応皆さんからいろいろご意見いただきましたけども、この議会基本条例検証の流れ先ほど説明いただきましたけども、この流れの中に大体基本的なところの今のストーリーってのは入っていると思うんですが、こういった流れの中で進めさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでそのように進めさせていただきます。

続きまして5番目の項として追加がありました熊高議員。協議事項の5番として、芸北広域環境施設組合の熊高議員の方から報告事項があるということでここに入れてますんで。熊高議員報告をお願いいたします。

○熊高議員

もうくたびれて長い話をする嫌われそうなんで、簡潔にいきます。この4月24日に広域組合の議会運営委員会が開かれます。それは、5月8日に、令和5年度第1回芸北広域環境施設組合臨時議会を開くという予定表に書いてありますけども、それについて重要な案件でありますので、皆さんに改めて報告したいと思います。要点の結果だけ言います。

施設の持ち込みの燃えるゴミの処理手数料を10キロ当たり、これは持ち込みの手数料ですよ。直接持っていく分の手数料10キロ当たり65円から100円に改定し、燃えるごみ袋については、

料金を変更せずに、容量を15%小さくします。ですから値段は変わらんけど、出す量が、減ってきますよと、実質値上げということになります。ただ、このゴミ袋も現在の白いやつがありますけども、ちょっと裂けやすいんですね、持つところとかくるとことか。瓶とか缶とか入れる青い袋がありますよね。あれは伸びますよね。材質としてね。伸びるものに白いものも変えて、多少膨らむに入るようにするというに変更していくということで。そういった形をさせていただくということです。手数料改定に伴っての効果は、4ページに書いてありますのでご覧いただきたいと思いますが、これをこの令和5年の10月を念頭に進めていくということになります。というのは、5月8日の臨時会に、提案されるという予定になっておりますので、ある意味今日しか皆さんに、そういったことを伝えるということはないという形になります。当然、広域議会の方でいろいろ決定してることなんで、最終的に予算的に、安芸高田市の業者にも関わってくることでありますけども、運営を、値上げをすることによって経費が十分出るようにするという、一つの目的であるということ、認識していただいて、今後の状況を見ていただきたいということの報告です。

もう1点は、これ以前も報告しましたが、トンネルコンポストというやり方が無理だろうという結果になりました。それで、公民連携という形、これ3ページにありますけども、公民連携という形を取っていきたいということになっております。今回プラントメーカー等に6社ありますけども、そこらあたりに、この公民連携という形を打診したところ、可能であろうというふうな形で出ております。4ページに実現可能性評価結果、あるいは、④の方は公民連携方式の課題というものも書いてありますが、こういった方向に今検討が進んでおるといことになります。特に公民連携、あるいは近隣の公共施設広島市とかとやるということになると、ある程度アウトソーシング方式によって外部委託になってくるということもありますし。うちの方で直接やるということになれば、車の台数が増えてきたりいろんなことの近隣との課題もあるということもありますので、そこらは今後、十分課題の検討をしていくということですが、そういった方向になりつつあるということだけを、現在のところは知っておいていただければいいと思いますので、時間を取っていただいた割には雑駁で申し訳ないんですが、こういう形なんで質疑があれば受けさせていただきたいと思っております。

○児玉副議長

ただいま熊高議員の方から説明がありましたけども、ごみ手数料の改定に関して、皆さんから何かご質問がありますでしょうか。

(なし)

ないようですので、それでは、次に進めさせていただきます。

5. その他

(1) 事務局から報告・連絡

①議員互助会の会計報告について

○児玉副議長

続きまして、5番のその他の項に入ります。

ここで事務局から諸連絡があるようですので、報告を求めます。

議会議員互助会の会計報告についてお願いいたします。

○毛利事務局長

それでは、安芸高田市議会互助会の、令和4年度の決算の報告をさせていただきます。資料の方つけさせていただきます。2枚ものがございます。安芸高田市議会議員互助会会計、令和4年度歳入歳出決算書、というものがございます。時間があれですので早くやらせていただきたいと思っております。歳入のほう合計、繰越金互助会費それから食糧費、各種会費等ございまして、合計が469万1,973円となっております。

歳出の方は、食糧費、雑費、各種会費、合わせて歳出73万5,284円となっております。歳入

歳出の差引は、差し引き額 395 万 6,689 円となっております。その 395 万 6,689 円を今期に繰り越しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、歳出歳入の詳しい内訳につきましては、2 ページ目以降に出納簿をつけさせていただいておりますので、そちらの方で確認をお願いいたします。以上です。

○児玉副議長

ただいまの説明に対しまして皆さんからご意見ございますか。

○山本数博議員

あんまりにも繰越金が多いんで、決算書なんですけど、次年度以降の繰越金がものすごいあるんで、まだ徴収せないかんのかないうところがあるんですが、何でこんなに余るんでしょうか。

○児玉副議長

暫時休憩とします。

休憩 11:47

再開 11:48

○児玉副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

その他、皆さんから今の件で質問ございますか。

(なし)

なしですので、互助会の会計報告について終了いたします。

②団体定期保険の契約更新について

○児玉副議長

続きまして団体定期保険の契約更新について、事務局から説明をお願いいたします。

○毛利事務局長

毎年でございますけれども、全国市議会議員互助会団体定期保険の方を、かけさせていただいております。今年度もかけさせていただきたいと思っておりますけれども、こちらの方を互助会会費の方から支払いさせていただいてよろしいでしょうかという提案です。昨年は1人当たり2万8,800円の金額でございました。今年度は幾らになるかというのは申し込んでみないと、実は負担金、掛け金がわからないということですが、概ね3万円弱ということになろうと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○児玉副議長

ただいまの説明に対しまして、皆さんからご質問ございますか。

(なし)

団体定期保険の費用ですが互助会会費から充てさせていただくということでご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

③令和4年度のコピー代について

○児玉副議長

続いて、令和4年度のコピー代について事務局より説明を求めます。

○毛利事務局長

それでは、令和4年度のコピー代につきまして、各議員さんの机の上に配布させていただいてお思いますので、前回協議会の時に、私の方が先に口走って、早く納めてくれと言ったんですけれども、やっと納めていただけるような段取りができましたので、よろしくお願ひいたします。

○児玉副議長

ただいまの件に関しまして、何かご意見ございますか。

(なし)

じゃあそのように進めさせていただきます。

・市長からの全員協議会案件の通知について

○児玉副議長

続きまして先ほどから山本委員長の方から発言の求めがありますので、許可をいたします。

○山本優議会運営委員長

最初に協議事項の最後で報告しておりましたけども、市長より全員協議会案件について通知がありました。前回の議会運営委員会でも協議し決定していましたが、まず全員協議会、無断退席についての謝罪が前提であるとの意見で一致しています。しかし、この決定の通知が徹底されていないのではないかという意見があり、4月17日、正副議長正副委員長で協議し、副市長に確認することを議長に申し入れました。その結果については、副市長より報告がありましたが、詳細については、議長より説明していただきます。

以上で協議内容の説明を終わります。

○大下議長

山本委員長よりありましたように17日に副市長にお越しいただいて、正副議長、正副委員長で全員協議会への出席を求めてこられた中で、議会運営委員会では、前にも行ったように、意見聴取は行わないと、市長のちゃんとした前回、全員協議会を自ら退出されたことの解決してもらわないと、全員協議会に受け入れることはできないということ、副市長に申し上げました。で、そのことを副市長が市長の方に伝えますということで、19日に副市長、総務部長、総務課長3人来られて、その中で謝罪せねば、受け入れられないというのを市長に申し上げたら市長は初耳だということで、基本的には前回からの総務部長が伝えてなかったということではないかというふうには思いますけど、そこら辺のやりとりは、議会としてはもう関知してないのでわかりませんが。その内容についてはもう、副市長も市長は初耳なのでいうことで、とりあえず、市長にそのことをはっきり自分から退席された全員協議会の解決に向けて、解決してもらわなければ受け入れられないということを申して19日はそれで終わりました。またそれからあるかどうかわかりません。以上。

○児玉副議長

ただいまの報告について報告につきまして皆さんから何かご意見ございますか。

○南澤議員

全員協議会への意見聴取を受けられない理由が、謝罪が先ということになってるんですか。そのことを、いつどこで決めたんですか。少なくとも私知りませんでした。皆さんご存知ですか。

○穴戸議員

これは私が議長の時にもそのように伝えております。ここで議決されたらと協議したということはないです。

○大下議長

この結果は、議会運営委員会で決定した内容です。以上です。それを全員協へ報告したので知らんのはおかしいと思う。

○南澤議員

すみません、議事録確認させて欲しいんですけども、少なくとも同じ会派の田邊さんと共有できてないですね。

○大下議長

議会運営委員会で決まったことは、全員協では報告してありますので、それは間違いありま

せんで。

○児玉副議長

暫時休憩とします。

休憩 11:56

再開 12:27

○児玉副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

市長からの全員協議会の意見聴取に関しましては、議運の委員長から回答がありましたように、退席された件の整理が先であろうということ、市長の方に伝えていただいたと。それから今後の意向に関しましては、今後はまたどういう動きで出てこられるかわかりませんが、様子見ということになるかもしれませんが、そういう形でちょっと進めさせていただきたいと思っております。よろしいですか。

○田邊議員

すみません、1点だけ確認させていただきたいんですけど、いわゆる謝罪の方法については、例えば全員協で全体になるのか、いわゆる議長に対してという認識でよろしいですか。

○児玉副議長

全員協で退席されてるんで全員協議会ということにはなるかと思うんですが、どんなですかね皆さん。

○宍戸議員

休憩中ですか。

○児玉副議長

休憩中じゃありません。

○宍戸議員

これまで例がありますので、それぞれ会派が何人かおられるし、個人個人でもそうですけど。流れをもう1回記録を、いろんなものを整理して、問題発言もいろいろありました。議会運営が大混乱をいたしましたので、私の議長のと時の責任もありますので、そういうことを整理して、どういうことについて市長が、対応せにゃいけんかというような一つのデータみたいなものを作られたらいいと思うんですよ。今後のことがありますので。

○児玉副議長

今、宍戸議員からそういうご提案ですが皆さん何かご意見ございますか。

○熊高議員

まあ、それも大事なことだと思いますし、これまでもいろいろ経緯は整理をしてますよね、事務局としては。だからそれは並行してやっていただくということと、謝罪をする気があるんかないんかというのは市長がその気があるんかないんかということになるんで、田邊議員おっしゃったように、形がどうなるかという以前の問題で、市長がそういう協議の場に謝罪という形で出てくるかどうかというのがわからなくて、まずは市長の出方を見るしかないんじゃないですかね。

その上で、向こうからアプローチがあったら、それに対して、議長を中心に、どう対応するかということを考えていただいて、また緊急な全員協議会でも開いて、いろんな皆さんの議論をした中で、受ける受けんあるいは内容についても協議をしていくという形が望ましいと私は思います。

○児玉副議長

今いろいろご意見いただきましたけども、宍戸議員から提案がありました。これまでのいろ

いろな事案ですね、そういったことの取りまとめというのはこれは、事務局の方で、やっていただくということによろしいですか。

○毛利事務局長

それでは今までの経緯の取りまとめを、各議員さんとか聴取とかさせてもらいながら、させていただきたいと思いますので、ご協力の方よろしくお願いいたします。

○児玉副議長

それからあと一応、田邊議員からありましたけども、市長の一応動きを静観しながら、それによって今後また皆さんと協議をしながら対応を進めていくということで進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

それじゃ、そのように進めさせていただきます。

そのほか皆さんから何かございますか。

(なし)

ないようですので、最後に議員間討議について議題といたします。

6. 議員間討議事項について

○児玉副議長

議員間での討議が必要な事項がありますか。

(なし)

ありませんので、以上をもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。

お疲れ様でございました。

7. 閉会 【12:31】